

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

大学の目的を達成するための学校法人としての管理運営は「学校法人濱名学院寄附行為」（以下、「寄附行為」）及び「学校法人濱名学院理事会規程」に則って行っている。「寄附行為」では、理事会の運営方針と監事の職務等を明確に規定し、学校法人として適正で円滑な業務運営を図るための方針を明記している。平成 19(2007)年度は、最高意思決定機関として 1 号理事（関西国際大学学長）1 人、2 号理事（関西保育福祉専門学校校長）1 人、3 号理事（職員）1 人、4 号理事（評議員）2 人、5 号理事（学識経験者）4 人の計 9 人の理事による理事会を 8 回開催し、「寄附行為」の定めにより、予算、決算をはじめとして、法人規程の変更及び設置する学校における法人運営に密接に係わりのある規程の変更等、重要事項について審議を行った。

また、学院の業務の円滑な運営を図るための理事会をサポートする機関として理事長、副理事長、専門学校長等からなる常勤の理事 5 人で構成する常任理事会がある。常任理事会は「学校法人濱名学院常任理事会規程」に則り、定期的で開催し、理事会からの委任事項の審議決定及び理事会への議題整理を行う。法人の業務及び財産を監査する 2 人の監事は、外部の要職にありながら、8 回の理事会のうち、7 回は 2 人出席、1 回は 1 人出席しており、「私立学校法」第 37 条及び「寄附行為」第 8 条の定めにより、法人の業務及び財産の状況について適切な指導助言を行い、毎会計年度監査報告書を理事会及び評議員会に提出しており、平成 19(2007)年度も業務及び財産の状況は適正であるとの報告を行った。

平成 20(2008)年 3 月 31 日には、理事・監事・評議員の任期をそろえることと、改選時期の適正化を図るため、就任間もない理事・評議員を除き大半が申し合わせの上辞任届けを提出し、4 月 1 日には新役員が確定した。

しかしながら、外部理事 1 名が、就任承諾書を提出した後に勤務先の事情により辞退したため、平成 20 年 5 月 1 日現在では 1 名の欠員となっている。当該理事の補充に関しては、「寄附行為」第 11 条の定めに従い、次回理事会・評議員会で決定・補充する予定である。

21 人の評議員をもって組織する評議員会は平成 19(2007)年度は 5 回開催され、補正を含む予算、借入金、事業計画等の「寄附行為」第 21 条に記載された諮問事項に関する意見聴取のほか、第 22 条により役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えている。

一方、教育研究に関わる意思決定機関は各学部の教授会であり、原則として月に 1 回第 3 水曜日に開催する。教授会の議題は、原則として月に 1 回第 2 水曜日に開催する大学協議会で事前に調整される。大学協議会は、学長、副学長、学長補佐、大学院研究科長、学

部長、学科長、各センター長、各室長、各部門長、事務局長、総務部長、教務部長、学生部長および学長の指名する職員によって構成される。

学科会議は、各学科長が原則として第1・第4水曜日に召集し開催する。学科会議では、学科の運営に関わる事項、学生の動向等について審議・意見交換が行なわれ、教授会で審議・報告・依頼すべき事項を大学協議会に提出する。教授会、大学協議会等とは別に、大学全般の管理運営業務に関する基本方針、計画および運営等について検討する学長・副学長等会議を設置している。この会議は、学長、副学長、学長補佐、大学院研究科長、学部長、事務局長、その他学長が指名する職員から構成され、原則として週1回開催している。当会議の審議結果は、大学協議会並びに教授会への原案として提示される。

理事会、常任理事会の決定事項は、学長・副学長等会議等により大学に伝達され、決定事項を実現するために、決められた範囲内で実施方法を決定し、それぞれ組織を円滑に運営している。事務組織においても、部課長で構成される事務局連絡会を隔週で開催し、各課間の意見調整と共通認識がはかられており、課長から課員全員に周知徹底されている。

役員等の選考方法は、理事については「寄附行為」第7条（理事の選任）にて、監事の選任は「寄附行為」第8条（監事の選任及び職務）に明記している。役員等の任期、解任・退任・補充等についても、「寄附行為」に明記している。平成19(2007)年度末には、年齢構成を適正に維持するために「役員及び評議員の選任に関する細則」を定めた。

学長は、「学校法人濱名学院学長等選任規程」において、「教授会及び評議員会の意見を聴いて、理事会がこれを選任する」ことになっている。また、副学長、学長補佐、学部長は同規程において、「学長が指名し、理事会の承認を得るものとする」と規定している。

(2) 7-1の自己評価

法人部門および大学の管理運営体制は、「寄附行為」、「役員及び評議員の選任に関する細則」、「学校法人濱名学院学長等選任規程」において管理運営に関する役員等の選考や採用に関して規定し、「理事会規程」、「教授会規程」、「大学協議会規程」等により適切に機能している。また監事も理事会、評議員会への出席率は高く、定期的に業務及び財産の状況について監査及び指導助言を行っておりその職責を十分に果たしている。評議員会に対しても予算、事業計画等重要事項については、あらかじめ意見を聞いており適切な運営ができています。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

理事会の運営については、「寄附行為」で規定した通り、適正な運営ができています。外部理事の理事会への出席率は、平成18年度の40%（回答書を除く）から57%と改善がみられたが、貴重な外部からの意見を反映するためにも、理事会開催日程の年間計画の策定や日程の早期決定・通知によってさらなる出席率の向上を図りたい。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

管理部門である理事会は、学院及び学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか法人の財産、事業、財務計画、人事計画等について審議決定し、学校法人としての業務を決定している。

教学部門の意思決定機関である教授会、大学協議会は主として学則及び大学の諸規程、教育課程、学生の単位認定、学生の身分や生活指導のほか教育職員の任用及び承認に関する事項について審議、決定している。

学長は、「寄附行為」により理事会の構成員として規定されているため、管理部門と教学部門の橋渡しの役割を担っており、理事会での決定事項や経営方針は大学協議会、教授会、学長・副学長等会議、FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)を通じ適宜、伝達・報告を行い、管理部門である理事会と教学部門の連携を図っている。

教育及び研究に関する重要事項については「学校法人濱名学院理事会規程」において理事会の審議事項としても定められているが、学長は理事会の場で教授会の意思を十分に伝達し、各理事はそれぞれの立場を尊重しながら活発な意見交換を行い、連携と調整を図っている。

(2) 7-2の自己評価

教学部門の代表として学長は、理事会において教授会の意思を的確に伝えており、理事会も教授会と協力しながら審議を行うことにより、管理部門である理事会と教学部門の連携を図っている。

定期的に関催されているFDやSDの場で、学長が法人の経営方針や大学の方針について説明する機会を持つことにより、従前にも増して情報の共有を図っている。理事会決定事項も、学長・副学長等会議で報告、周知しており、管理部門と教学部門の連携を適切に図っている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門の連携は適切に図られており、今後も引き続き良好な状態を継続していくことが必要である。

法人としての経営方針や理事会決定事項については一方的な伝達に終わらないよう、これらに対する教職員との意見交換の場を設定するなど、現場の声を反映するシステムについて検討を行う。

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7-3の視点》

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

7-3-② 自己点検・評価活動の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

本学の自己点検・評価活動は、大学の前身である関西女学院短期大学時代から業務活動を総括した報告書としてまとめ、教育研究活動の改善を図る資料として活用していたことに始まる。

平成 5(1993)年度に最初の自己点検・評価活動を行い、平成 6(1994)年 3 月「自己評価報告書」を作成し、その後、平成 9(1997)年、2 回目の自己点検・評価活動を行い、10 月に報告書を刊行した。

平成 10 (1998) 年の大学開学後数年は重点項目を決めて評価活動を行った。各年度の重点項目は、平成 11(1999)年 1 月は、「GPA(Grade Point Average)制度」及び「教育・学習支援システム」、経営学部の完成年度にあたる平成 13(2001)年度は経営学部開設からの総括とした。

平成 14(2002)年度からは重点項目だけではなく、自己点検・評価報告書作成に向けた取組みを全学的に行い、平成 15(2003)年度に、「平成 14(2002)年度版関西国際大学自己点検・評価報告書」を刊行した。

以後も、「自己評価委員会」の活動に加え、「高等教育開発センター」及び「評価室」を新たに設置し、「平成 18(2006)年度関西国際大学自己点検評価報告書」を作成した。

現在の自己点検・評価活動体制は、次の通りである。年度末に、全学部・学科と全部局で当該年度の自己評価（事業計画とそれに関わる目標の達成度）を実施するとともに、次年度にむけた事業計画と目標設定を行い、具体的な達成基準を明確にする。また、自己評価書をもとに、各年度の自己点検評価報告書を作成する。自己点検評価報告書の完成時には、外部評価者を依頼し、組織としての改善点に関する助言を受ける。これをもとに、重要かつ緊急の問題点に関しては、FD や SD のテーマとして取り上げ、全学的な認識を共有するとともに、改善につなげていく努力をしている。

自己点検・評価活動の公表について学内に関しては、「関西国際大学自己点検評価報告書」を教職員全員に配布していることに加え、FD や SD にて重要な問題点を報告しており、情報を共有する基盤ができている。また、学生アンケートによる「学生生活実態・意識調査結果報告書」を作成し、教職員全員に配布し、大学の教育活動の改善と水準の向上のための資料として役立てている。

学外に向けては、近隣大学を中心に「関西国際大学自己点検評価報告書」を全国の大学に送付し、公表している。

(2) 7-3の自己評価

平成 11(1999)年に着手した「自己点検・評価」への取組みは、平成 15(2003)年度に本格的な自己評価に移行したが、内容的に必ずしも十分なものといえる状況ではなかった。しかし、「高等教育開発センター」及び「評価室」を設置することにより、積極的に自己点検評価活動を行い、平成 19(2007)年 7 月には、外部評価委員による外部評価も実施するなど

「平成 18 年度関西国際大学自己点検評価報告書」から第三者評価機関に十分に対応できるような内容に移行できたことは評価できる。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学の教育活動の改善と水準の向上に大学を挙げて取り組むため、FD 及び SD の定期的開催等を通じて教職員全員で課題の発見と問題点の抽出に努め、「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ・平成 20(2008)年 3 月）」で指摘される事項を先行して実施できる体制を確立するなどの改善策を行っていく。

また、現在、全国の大学、関連団体に送付している自己点検・評価報告書については、大学のウェブサイトにも掲載し、地域住民や保護者の意見を聴取、反映できるシステムの構築に向けて検討を行う。

【基準 7 の自己評価】

法人部門及び大学の管理運営体制は、それぞれ規程が整備されており、適切に運営されている。9 人の理事の構成は、平成 20(2008)年 5 月 26 日現在大学教員 4 人、専門学校教員 1 人、法人事務局職員 1 人、外部理事 3 人であり、各学校の教学に関する意思決定が、十分に理事会に反映されると同時に、外部理事の客観的な意見も尊重するバランスの取れた理事会運営ができています。また、管理部門と教学部門の連携は適切に行われている。

自己点検・評価活動の取組みは、自己評価委員会を中心に定期的に行っており、評価にすべての教職員が何らかの形で係わることで構成員間での情報の共有が図られ、教育研究活動の改善に資する活動が行われている。

【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

現在の管理運営体制を継続するとともに、さらに充実・発展を図るため、学内外の環境の変化に柔軟に対応できるよう、常任理事及び外部理事の構成の見直しや、常勤の専任理事の登用についても検討を行う。

管理部門と教学部門の連携は理事長・学長のリーダーシップの下で適切になされており、今後も引き続き良好な状態を継続していく。

自己点検・評価活動については、本学のウェブサイトにも掲載し、地域住民や保護者等関係者からの意見を聴取することにより、教育研究活動の改善に反映させるシステムの構築に向けて検討を行う。